

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年2月14日
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀 泰彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	米山 亮
【電話番号】	03 - 5524 - 8161
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	しんきんアジアETF株式ファンド （愛称：情熱アジア大陸）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

しんきんアジアETF株式ファンド（ファンドの愛称を「情熱アジア大陸」とします。）
（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。（以下「受益権」といいます。）

委託会社からの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行(売出)価額の総額】

1,000億円を上限とします。

（４）【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

< コールセンター > 0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

< ホームページ > <http://www.skam.co.jp>

（５）【申込手数料】

申込手数料は、購入金額に応じて、購入価額に3.3%（税抜3.0%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

（購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×申込口数」をいいます。）

収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。

販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

＜コールセンター＞0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

＜ホームページ＞<http://www.skam.co.jp>

（６）【申込単位】

- ・販売会社が定める単位
- ・取得申込者は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って契約を締結します。

（７）【申込期間】

2020年2月15日から2020年8月14日まで

（なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みに係る取扱い等は販売会社が行っています。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

委託会社への照会

ホームページ <http://www.skam.co.jp>

コールセンター 0120-781812（携帯電話・PHSからは 03-5524-8181）

（受付時間：営業日の9:00から17:00まで）

（９）【払込期日】

- ・取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。
- ・販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日に係る発行価額の総額を、受託会社の当ファンドに係る口座に払い込みます。

（10）【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申し込みされた販売会社の営業所等で支払うものとします。

（11）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

（12）【その他】

取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において販売会社所定の方法でお申し込みください。

各営業日の午後3時までに受け付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

ニューヨーク、香港もしくはシンガポールの金融商品取引所および銀行が休業日の場合は、受益権の取得の申込みを受け付けません。ただし、収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限り、これを受け付けるものとします。

当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、申込手数料は掛かりません。）取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従い契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

振替受益権について

- ・ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、振替法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

投資信託振替制度について

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

上場投資信託証券を通じてアジア（日本を除く）の株式に投資することにより、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1) 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信 その他資産 () 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
債券 一般	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
公債	年6回	欧州		
社債	年6回 (隔月)	アジア		
その他債券	年12回 (毎月)	オセアニア		
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	中南米		
不動産投信	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式))	その他 ()	中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

< 商品分類の定義 >

- 「追加型投信」...一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- 「海外」...目論見書または投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「株式」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

<属性区分の定義>

- 「その他資産（投資信託証券（株式））」...目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として株式に投資する旨の記載があるもの
- 「年2回」...目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- 「アジア」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジアの資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファンド・オブ・ファンズ」...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- 「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（ http://www.toushin.or.jp ）をご参照ください。
--

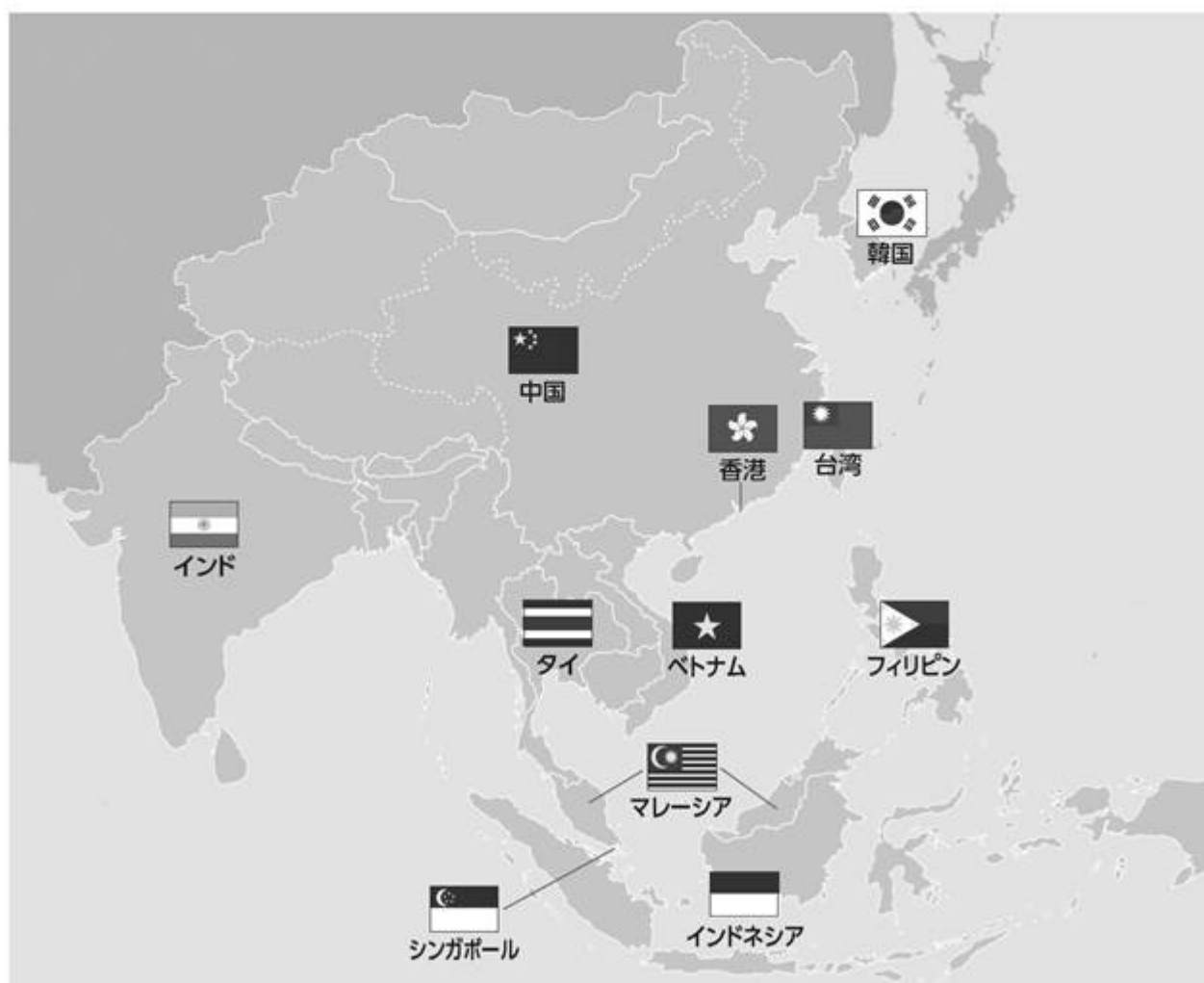
ファンドの特色

アジア（日本を除く）の株式に投資するファンドです。

◆ 高い成長性が期待され、世界から注目されているアジア主要市場の株式に投資します。

当ファンドでいう「アジア」とは、下図の国・地域を指します。ただし、2019年11月末現在の投資国・地域は、中国、香港、台湾、インド、韓国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピンおよびベトナムです。（実際の投資国・地域は、今後変更される場合があります。）

主な投資対象国・地域



※緑色■で表示している国・地域が当ファンドにおける「アジア」です。

※上図は、投資対象地域を示したものであり、実際の投資国とは異なります。また、将来変更される場合があります。

◆ アジアの株式への投資は、上場投資信託（ETF）を通じて行います。

国内外の金融商品取引所に上場されているETFを活用して株式に投資することにより、アジア各国・地域の株式市場全体の動きをとらえるとともに、リスク分散を図ります。

～ETFとは～

当ファンドは、ETFを通じて実質的に株式に投資します。

ETFはExchange Traded Fundの略で、上場投資信託と呼ばれます。

ETFの仕組み



主な特徴は以下のとおりです。

- 特徴 1** 株式と同様に取引所に上場され、取引時間中はリアルタイムで取引ができます。通常の投資信託は1日1つの基準価額ですが、ETFは市場で取引され、価格は常に変動しています。
- 特徴 2** 多くのETFは株価指数に連動することを目指して運用されます。日本国内においてもTOPIXなど、様々な指標に連動するETFが設定されています。
- 特徴 3** リスク分散効果が見込めます。株価指数に連動することを目指すETFは、株価指数を構成する数多くの株式を投資対象としているため、個別銘柄に投資するよりも、リスク分散が図れます。

◆ 実質的にアジア各国の通貨に投資します。

当ファンドが投資対象とするETFは、主として日本円、米ドル、香港ドル建ですが、実質的にはアジアの各通貨の為替相場の影響を受けます。そのため、アジア通貨高の場合、値上がり利益を享受することが期待できます。

当ファンドは特化型の運用を行います。特化型ファンドとは、一般社団法人投資信託協会が、信用リスク集中回避を目的とした投資制限（分散投資規制）を規則に定めたものであり、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

当ファンドは、海外の上場投資信託（ETF）に実質的に投資します。投資対象であるETFが組み入れる銘柄の中には、寄与度（投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体当たりの時価総額が占める割合）が10%を超える、または超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあります。特定の銘柄への投資が集中することによって、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

■ 投資戦略

アジアの各国・地域への投資割合は、当社独自の経済環境分析および市場動向分析に基づき、毎月見直します。

ステップ 1 アジア地域から投資国・地域を選択します。

当ファンドが投資対象とするのは、以下の国・地域です。（2019年11月末現在）

アジア地域



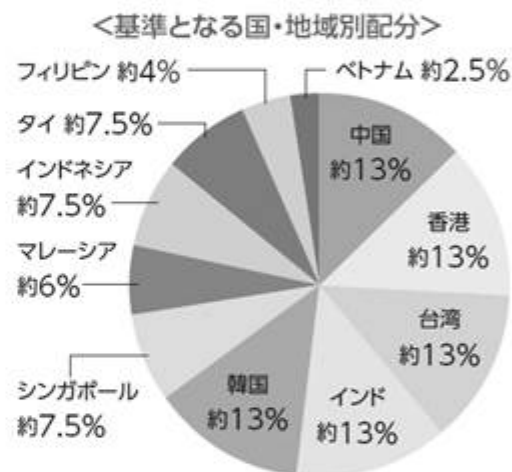
※今後、アジア地域のほかの国や地域を対象とするETFが上場された場合には、投資することがあります。

※投資国・地域は今後変更される場合があります。

ステップ 2 「基準となる国・地域別配分」を決定します。

ステップ1で選択した国・地域の株式市場の規模などを考慮して、「基準となる国・地域別配分」を決定します。1つの国・地域への投資割合は約13%程度までとし、今後の成長が期待される国や地域への投資割合を高めるように設定します。「基準となる国・地域別配分」は、年1回程度見直します。

※右の円グラフは、2019年11月末現在の基準割合であり、今後変更となる場合があります。



ステップ 3 実際の国・地域別投資割合を決定します。

実際の運用における、国・地域別の投資割合は、ステップ2の「基準となる国・地域別配分」を基に決定します。

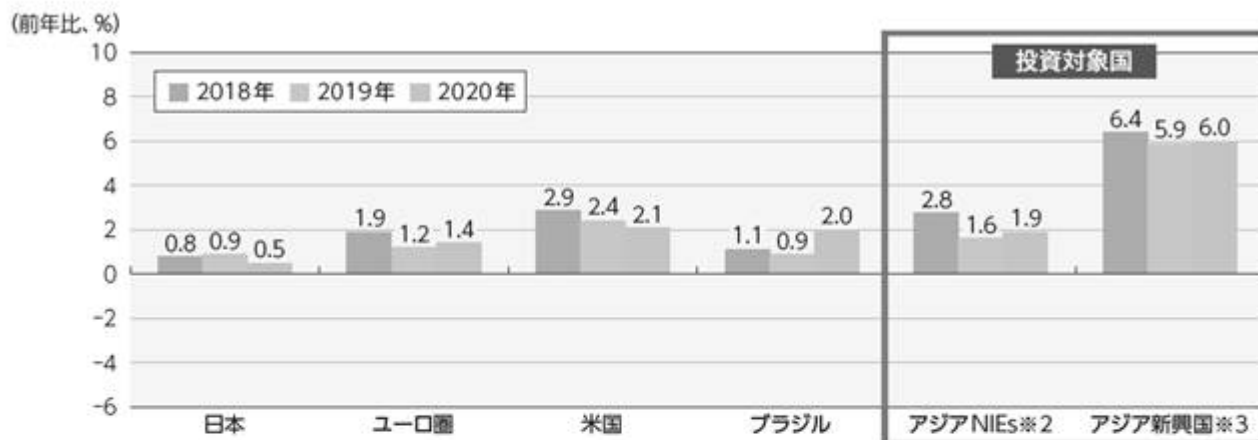
- 投資対象の国・地域の景気、市場動向、政情等の観点から当社独自の分析を行います。
- それぞれの国・地域の成長期待や投資環境等の変化が予測あるいは認識される場合には、投資割合を調整します。
※投資割合の調整は、±10%程度の範囲内で行うことができるものとします。
- 投資割合の見直しは、原則として毎月行います。
- 組み入れるETFは、後記「追加的記載事項」に記載している銘柄から選定します。

「しんきんアジアETF株式ファンド」(愛称:情熱アジア大陸)

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◆ アジア新興国では、中国、インドおよびASEAN^{※1}などを中心に、日本、ユーロ圏などを上回る高い成長率が見込まれています。

経済成長率の比較



※1 東南アジア諸国連合 (Association of South East Asian Nations) の略称です。2019年11月末現在の加盟国は、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、ブルネイ、カンボジア、ラオスおよびミャンマーとなっています。

※2 韓国、台湾、香港およびシンガポール

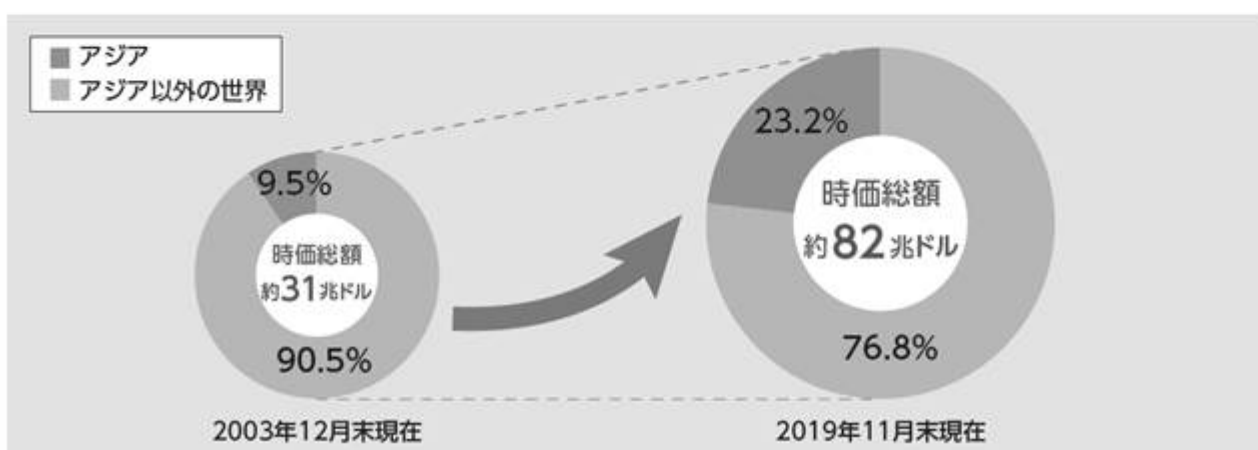
※3 中国、インドおよびASEAN 5（インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイおよびベトナム）

出所：IMF [World Economic Outlook] のデータを基にしんきんアセットマネジメント投信（株）作成
(2019年、2020年はIMF見通し。)

アジアNIEsはドル建GDPでウェイト付し、しんきんアセットマネジメント投信（株）にて算出。

◆ アジアの株式市場は、大きく拡大し、世界の株式市場での存在感も高まっています。

世界の株式市場規模とアジア市場の割合



(注) アジアの株式市場とは、中国、香港、インド、韓国、台湾、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、パキスタン、ベトナムおよびスリランカを対象としています。

出所：Bloombergのデータを基にしんきんアセットマネジメント投信（株）作成

■ 収益分配について

年2回の決算時（5月、11月の各20日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。

下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。

収益分配金のお支払いのイメージ



※当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、購入時手数料は掛かりません。）

※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※分配金のお受け取りについては販売会社にお問い合わせください。

収益分配 方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。

■ 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■ 外国為替相場の影響について

当ファンドは、資産のほぼ全額を外貨建資産に投資します。

■ 外国為替相場の変動の影響を受けますので、投資先の通貨に対して円安になると為替差益が期待できますが、一方で、投資先の通貨に対して円高になると為替損失を被る可能性があります。また、当ファンドでは原則として外国為替相場の影響を回避する取引（いわゆる為替ヘッジ）は行いません。

為替変動と外貨建資産価値のイメージ



※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

■ ファンドの仕組み



投資者の資金は、しんきんアジアETF株式ファンド（ベビーファンド）にまとめられ、しんきんアジアETF株式マザーファンド（マザーファンド）に投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際して運用管理費用（信託報酬）等のコストは掛かりません。

※当ファンドの実質的投資対象であるETFは、上場投資信託であり、当ファンドは投資信託に投資する投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）に該当します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

追加的記載事項

当ファンドが投資対象とする上場投資信託（ETF）は、以下のとおりです。
（2019年11月末現在）

投資対象 国・地域	ETF （上場投資信託） 銘柄	連動を目指す指標		運用会社 （管理会社）	主な 上場 市場	取引 通貨	運用管理 費用 （年率）
		指標名	内容				
中国	iシェアーズ® コア CSI 300 インデックスETF	CSI 300	中国 China Securities Index (CSI) 社の提供する中国株価インデックス。上海証券取引所、深セン証券取引所に上場されている全A株のうち、時価総額および流動性の高い300銘柄で構成される。	ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド	香港	香港ドル	0.38%
	Xtrackers CSI300 スワップ UCITS ETF			ドイチェ・アセット・マネジメント	香港	香港ドル	0.30% 以内
香港	iシェアーズ® MSCI 香港ETF	MSCI 香港	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル (MSCI) 社が独自に算出している株価指数のひとつ。MSCI香港・インデックスにより表され、香港市場の時価総額上位約85%をカバーする広範なインデックス。	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	ニューヨーク	米ドル	0.48%
インド	iシェアーズ® MSCI インディア・ インデックスETF	MSCI インド	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル (MSCI) 社が独自に算出している株価指数のひとつ。MSCIインド・インデックスにより表され、インド市場の時価総額上位約85%をカバーする広範なインデックス。	ブラックロック (シンガポール) リミテッド	シンガポール	米ドル	0.99%
	Xtrackers MSCI インド・ スワップ UCITS ETF			ドイチェ・アセット・マネジメント	シンガポール	米ドル	0.55% 以内
韓国	iシェアーズ® MSCI 韓国ETF	MSCI 韓国	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル (MSCI) 社が独自に算出している株価指数のひとつ。MSCI韓国・インデックスにより表され、韓国市場の時価総額上位約85%をカバーする広範なインデックス。	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	ニューヨーク	米ドル	0.59%
	サムスン KODEX 200 証券上場指数 投資信託 [株式]	KOSPI 200	KOSPI200 (KOSPI:Korea Composite Stock Price Index)。韓国の代表的な株価指数。韓国取引所に上場している銘柄のうち、流動性が高く、時価総額の大きい200銘柄により構成される。	サムスン 資産運用	東京	日本円	0.15%
台湾	iシェアーズ® MSCI 台湾ETF	MSCI 台湾 25/50	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル (MSCI) 社が独自に算出している株価指数のひとつ。MSCI台湾・インデックスにより表され、台湾市場の時価総額上位約85%をカバーする広範なインデックス。	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	ニューヨーク	米ドル	0.59%
	Xtrackers MSCI 台湾 UCITS ETF	MSCI 台湾		ドイチェ・アセット・マネジメント	シンガポール	米ドル	0.45% 以内

投資対象 国・地域	ETF (上場投資信託) 銘柄	連動を目指す指標		運用会社 (管理会社)	主な 上場 市場	取引 通貨	運用管理 費用 (年率)
		指標名	内容				
シンガ ポール	iシェアーズ® MSCI シンガポール ETF	MSCI シンガポール 25/50	モルガン・スタンレー・キャピタル・ インターナショナル (MSCI) 社が 独自に算出している株価指数の ひとつ。MSCIシンガポール・イン デックスにより表され、シンガポール 市場の時価総額上位約85%を カバーする広範なインデックス。	ブラックロック・ ファンド・ アドバイザーズ	ニュー ヨーク	米 ドル	0.47%
マレーシア	iシェアーズ® MSCI マレーシア ETF	MSCI マレーシア	モルガン・スタンレー・キャピタル・ インターナショナル (MSCI) 社が 独自に算出している株価指数のひ とつ。MSCIマレーシア・インデッ クスにより表され、マレーシア市場 の時価総額上位約85%をカバー する広範なインデックス。	ブラックロック・ ファンド・ アドバイザーズ	ニュー ヨーク	米 ドル	0.47%
	Xtrackers MSCI マレーシア UCITS ETF			ドイチェ・アセット・ マネジメント	シンガ ポール	米 ドル	0.30% 以内
インド ネシア	iシェアーズ® MSCI インドネシア ETF	MSCI インドネシア	モルガン・スタンレー・キャピタル・ インターナショナル (MSCI) 社が 独自に算出している株価指数のひ とつ。MSCIインドネシア・イン デックスにより表され、インドネシア 市場の時価総額上位約85%を カバーする広範なインデックス。	ブラックロック・ ファンド・ アドバイザーズ	ニュー ヨーク	米 ドル	0.59%
	Xtrackers MSCI インドネシア・ スワップ UCITS ETF			ドイチェ・アセット・ マネジメント	シンガ ポール	米 ドル	0.45% 以内
タイ	iシェアーズ® MSCI タイ ETF	MSCI タイ	モルガン・スタンレー・キャピタル・ インターナショナル (MSCI) 社が 独自に算出している株価指数のひ とつ。MSCIタイ・インデックス により表され、タイ市場の時価総額 上位約85%をカバーする広範な インデックス。	ブラックロック・ ファンド・ アドバイザーズ	ニュー ヨーク	米 ドル	0.59%
	Xtrackers MSCI タイ UCITS ETF			ドイチェ・アセット・ マネジメント	シンガ ポール	米 ドル	0.30% 以内
フィリピン	iシェアーズ® MSCI フィリピン ETF	MSCI フィリピン	モルガン・スタンレー・キャピタル・ インターナショナル (MSCI) 社が 独自に算出している株価指数のひ とつ。MSCIフィリピン・インデッ クスにより表され、フィリピン市場 の時価総額上位約85%をカバー する広範なインデックス。	ブラックロック・ ファンド・ アドバイザーズ	ニュー ヨーク	米 ドル	0.59%
ベトナム	Xtrackers FTSE ベトナム・スワップ UCITS ETF	FTSE ベトナム	FTSE 社が独自に算出している 株価指数のひとつ。ホーチミン 取引所に上場している銘柄全体に 連動するインデックス。	ドイチェ・アセット・ マネジメント	香港	香港 ドル	0.65% 以内

※上記は、当ファンドの投資対象銘柄であり、今後変更される場合があります。

※上記は、投資対象銘柄であり、実際の投資とは異なります。組み入れない銘柄もあります。

※各ETFの運用管理費用には、別途消費税等が課せられる場合があります。また、運用管理費用は今後変更される場合があります。

※ETF銘柄、指標、運用会社の名称については、一部略称等を用いている場合があります。また、今後変更される場合があります。

※表示している通貨は、当該上場投資信託を取引する際の通貨です。実質的には、投資対象国の現地通貨に投資することになります。

- iShares[®]、iシェアーズ[®]はブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ、（以下、BTC）の登録商標です。
BTCあるいはその関連会社（以下、ブラックロック）は、しんきんアジアETF株式ファンドについて出資、発行、保証、販売および販売の促進をするものではありません。
またブラックロックは、しんきんアジアETF株式ファンドへの投資についてなんら意見を表明、あるいは保証するものではなく、しんきんアジアETF株式ファンドに係る業務、営業、トレーディングおよび販売に関して、一切責任を負うものではありません。
- CSI指数は、中証指数有限公司（China Securities Index Co.,LTD）によって計算されます。中証指数有限公司、上海証券取引所および深セン証券取引所はCSI300指数の正確性を確保するために一切の必要な手段を講じます。しかしながら、中証指数有限公司、上海証券取引所および深セン証券取引所は、過失の有無にかかわらず、CSI300指数のいかなる誤りについて、いかなる者に対しても責任を負わず、中証指数有限公司、上海証券取引所および深セン証券取引所は、CSI300指数のいかなる誤りについても、いかなる者に対しても通知する義務を負いません。指数にかかわる価値や銘柄リストといった著作権は中証指数有限公司に属します。
- 「FTSE[®]」および「FT-SE[®]」は、ロンドン・ストック・エクスチェンジ・ピーエルシー（「ロンドン証券取引所」）とザ・フィナンシャル・タイムズ・リミテッド（「FT」）とが共同で所有する商標であり、FTSEインターナショナル・リミテッド（「FTSE」）が許可を受けて使用しています。FTSEベトナムインデックスは、FTSEが算出しています。FTSEはXtrackers FTSE VIETNAMに関して出資、保証、および販売の促進をするものではなく、一切の関わりを有しません。また、Xtrackers FTSE VIETNAMの発行、業務およびトレーディングに関して一切責任を負いません。インデックス値およびその構成リストに関する全著作権とデータベース権はFTSEに属しています。Xtrackersは、Xtrackers FTSE VIETNAMの組成に係る当該著作権に関し、FTSEからの使用許諾を得ています。
- MSCIインデックスは、MSCIインクが算出する世界的な株価指数の名称で、世界中の投資のプロが指標として活用しています。MSCIインデックスは市場の動向を表す指数として、また投資評価のベンチマークとして幅広く利用されています。ここに掲載される全てのMSCIインデックスの情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCIは何ら保証するものではありません。この情報はMSCIの営業秘密であり、またその著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。
- KOSPIは、韓国取引所によって算出される株価指数です。韓国取引所はKOSPIやそれらに含まれるデータの精度および完全性を保証しません。また、韓国取引所は誤謬、省略、または中断に関する責任を負いません。韓国取引所は、KOSPI指数連動型金融商品について、なんら意見を表明、あるいは出資、発行、保証、販売および販売の促進をするものではなく、一切の責任を負いません。

信託金の限度額

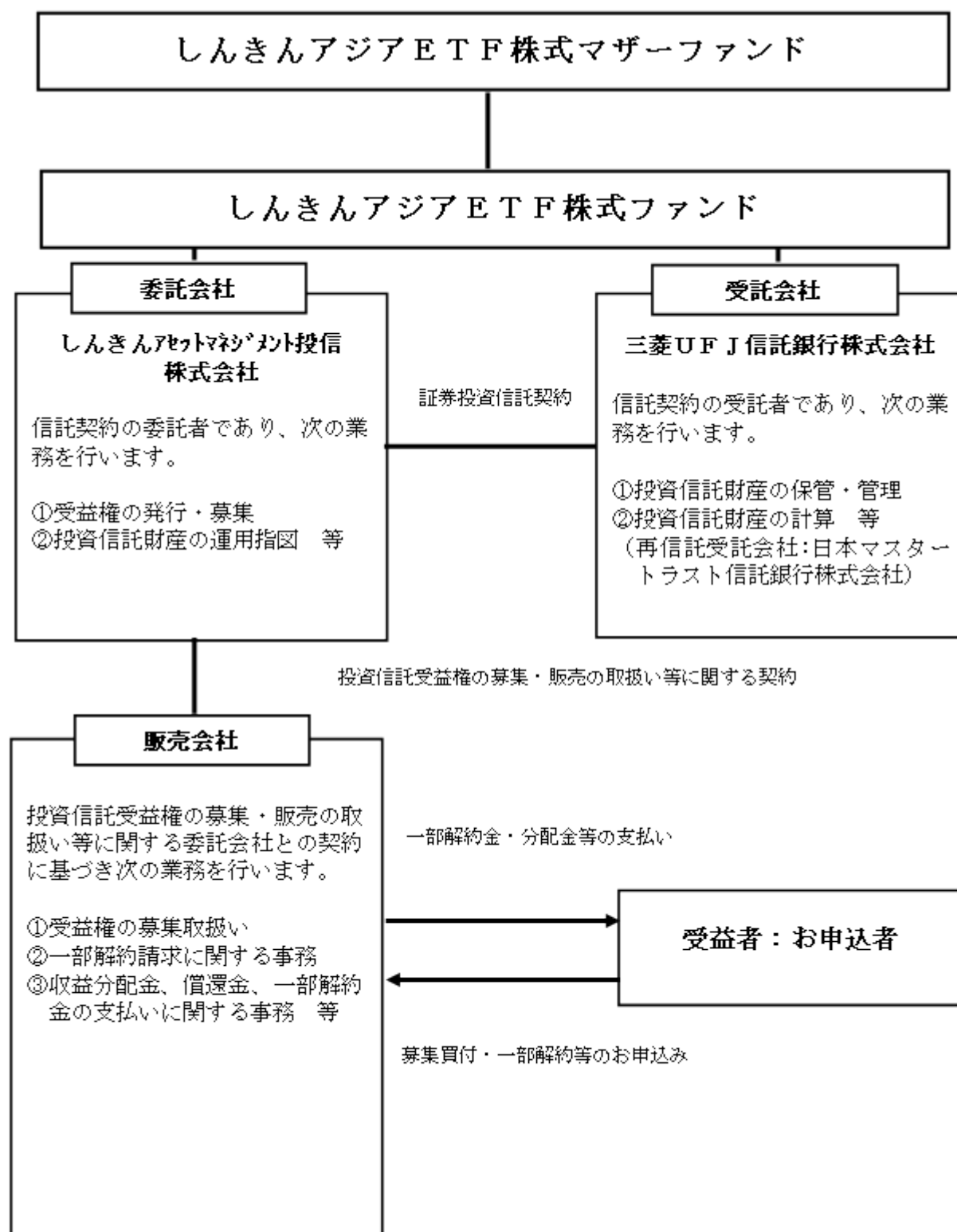
- ・ 1,000億円を限度額として信託金を追加できます。
- ・ 委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2011年5月18日信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



< 委託会社の概況 > (本書提出日現在)

名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号

資本金の額

200百万円

会社の沿革

1990年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
1991年 3 月	投資顧問業の登録
1992年 3 月	投資一任契約に係る業務の認可
1998年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
1998年12月	証券投資信託委託業の認可
2007年 9 月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
2017年 8 月	金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目 3 番 7 号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資対象

親投資信託である「しんきんアジアETF株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 投資にあたっては、主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じ、原則として以下の方針に基づき運用を行います。
 - a. 国内外の金融商品取引所に上場している投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下「上場投資信託証券」といいます。）への投資を通じ、主にアジア各国（日本を除く）の株式に分散投資を行います。
 - b. 投資対象となる上場投資信託証券の国別投資比率および銘柄選定にあたっては、市場規模、市場動向ならびに成長性、収益性、流動性等を勘案して行います。
- 2) マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 3) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4) 市場動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

1) 委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託「しんきんアジアＥＴＦ株式マザーファンド」（その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．短期社債等（振替法第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）

およびコマーシャル・ペーパー

２．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

2) 上記１)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

１．預金

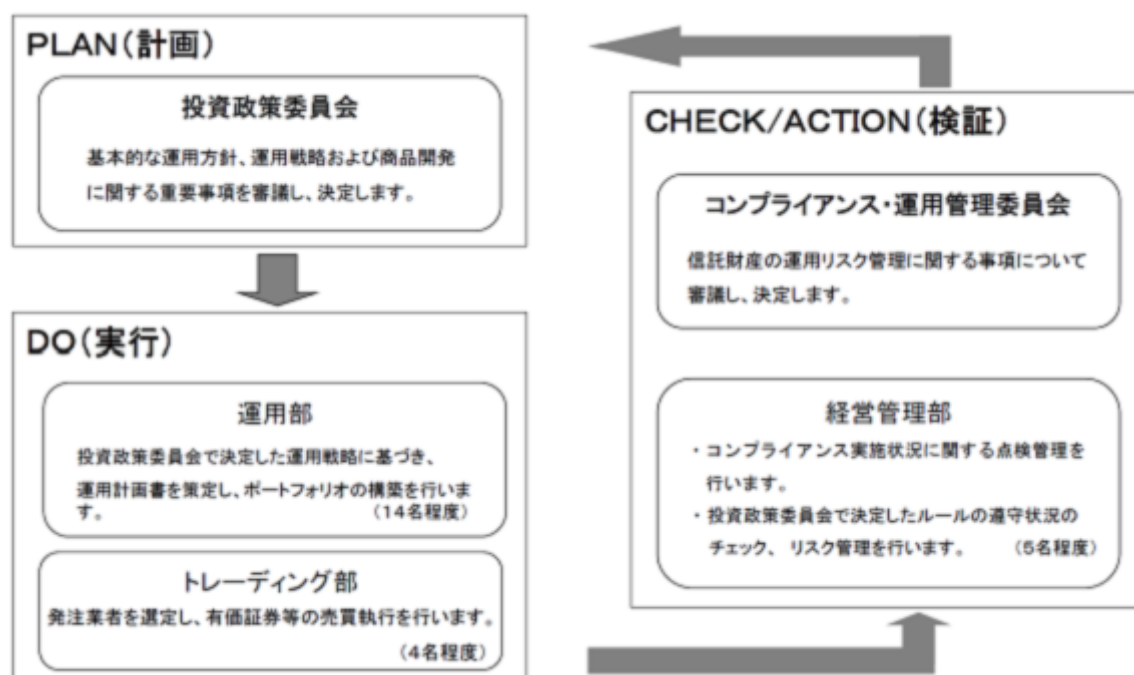
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（３）【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。



投資決定プロセス

信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として毎年５月20日および11月20日の年２回、ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日とします。）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は委託会社が基準価額等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。

留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

「しんきんアジアETF株式ファンド」の投資信託約款（以下「約款」といいます。）および法令では、ファンドの運用に関して以下のとおり一定の制限および限度を定めています。

委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図を行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

外貨建有価証券への投資については、我が国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 前項の資金借入額は、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内および、一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内の額とします。
- 3) 借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- 4) 第1項の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。
- 5) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

<参考> マザーファンド（しんきんアジアETF株式マザーファンド）の概要

（1）投資方針

投資対象

国内外の金融商品取引所に上場している投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下「上場投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 上場投資信託証券への投資を通じ、主にアジア各国（日本を除く）の株式に分散投資を行います。
- 2) 投資対象となる上場投資信託証券の国別投資比率および銘柄選定にあたっては、市場規模、市場動向ならびに成長性、収益性、流動性等を勘案して行います。
- 3) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4) 市場動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）投資対象

投資の対象とする資産

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

1) 委託会社は、信託金を、主として国内外の金融商品取引所に上場している投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下「上場投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．短期社債等（振替法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー

2．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

2) 1) の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

（3）投資制限

上場投資信託証券、短期社債等（振替法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。

上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（4）その他

「しんきんアジアETF株式ファンド」が「しんきんアジアETF株式マザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合、親投資信託の基準価額から、当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

3【投資リスク】

「しんきんアジアETF株式ファンド」（愛称：情熱アジア大陸）は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

（１）基準価額の変動要因

価格変動リスク

有価証券の価格は、国内および国外の政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に、新興国へ投資する場合、先進国に比べ厳格ではない開示・会計基準または規制慣習等のため、発行体や市場に関する投資判断に際して正確な情報を十分に確保できないことがあります。また、先進国の市場に比べ流動性が低く、市場動向や取引量等の状況によっては、組入有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。

上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

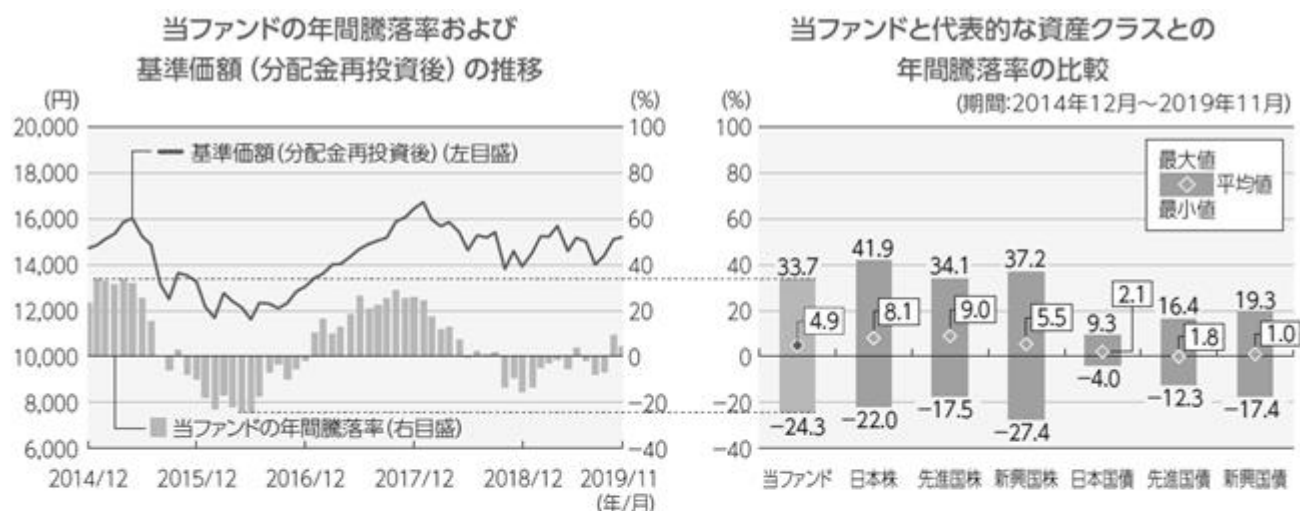
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

（３）リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

投資リスクに対する管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報



※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移を表示したものです。

※基準価額（分配金再投資後）は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信（株）が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※上記の右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2014年12月から2019年11月の5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村證券株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・マーケット・ グローバル・ディバーシファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。

※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、購入金額に応じて、購入価額に3.3%（税抜3.0%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

（ 購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×申込口数」をいいます。 ）

収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。申込手数料は、販売会社にご確認ください。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。

申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱事務および情報提供の対価です。

販売会社が定める申込手数料については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

< コールセンター > 0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

< ホームページ > <http://www.skam.co.jp>

（２）【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありませんが、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.3%を乗じて得た額を換金時に信託財産留保額としてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に対して、年率1.155% (税抜1.05%)

1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

運用管理費用
(信託報酬)

販売会社ごとの 純資産総額	支払先		
	委託会社	販売会社	受託会社
当ファンド 配分(税抜)	100億円以下の部分に対して	純資産総額に対して、 年率0.40%	純資産総額に対して、 年率0.60%
	100億円超 300億円以下の部分に対して	純資産総額に対して、 年率0.35%	純資産総額に対して、 年率0.65%
	300億円超 500億円以下の部分に対して	純資産総額に対して、 年率0.30%	純資産総額に対して、 年率0.70%
	500億円超の部分に対して	純資産総額に対して、 年率0.25%	純資産総額に対して、 年率0.75%
	役務の内容	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
投資対象とする投資信託証券		年率0.400%～0.586%程度 (投資対象とする投資信託の運用管理費用) ※基本配分比率をもとに試算しています。なお、投資対象とする投資信託の変更や運用管理費用が年度によって異なるため、この試算値も変動します。	
実質的な負担		年率1.555%～1.741% (税込) 程度 (当ファンドが投資対象とする投資信託の運用管理費用も加味した実質的な信託報酬率の目安です。)	

(注) 「税抜」における「税」とは、消費税等相当額をいいます。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

委託会社が受け取る信託報酬には、ファンド監査の費用が含まれます。

(4) 【その他の手数料等】

投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし投資信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は投資信託財産から支払われます。

当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- １） 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ２） 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ３） 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社ごとに個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

１）個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能です。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用になれます。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

２）法人の受益者に対する課税

収益分配時 ならびに 換金時および 償還時の差益 に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。 益金不算入制度の適用はありません。
---	--

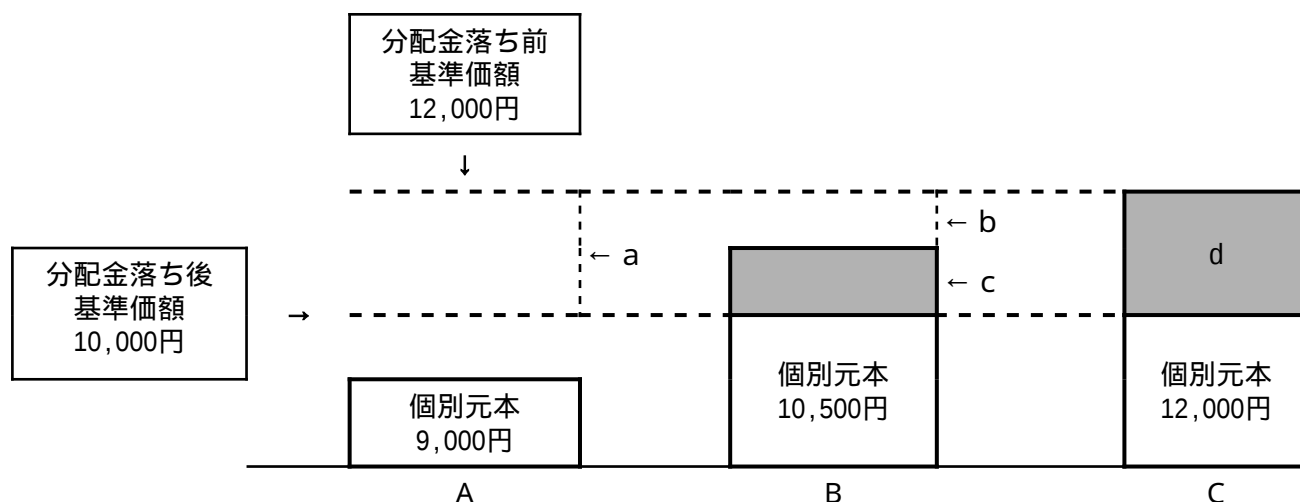
外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個別元本および収益分配金の区分の具体例 >

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(500円) = 10,000円となります。

C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円) = 10,000円となります。

取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

以下は2019年11月29日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。

投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,741,662,804	98.83
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		20,632,333	1.17
合計（純資産総額）		1,762,295,137	100.00

（参考）しんきんアジアETF株式マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	香港	206,497,045	11.86
投資信託受益証券	シンガポール	124,636,771	7.16
投資信託受益証券	マレーシア	104,727,308	6.01
投資信託受益証券	タイ	124,263,061	7.13
投資信託受益証券	フィリピン	85,553,213	4.91
投資信託受益証券	インドネシア	124,029,042	7.12
投資信託受益証券	韓国	203,170,255	11.67
投資信託受益証券	台湾	232,058,488	13.32
投資信託受益証券	中国	222,708,024	12.79
投資信託受益証券	ベトナム	61,488,000	3.53
投資信託受益証券	インド	229,891,281	13.20
小計		1,719,022,488	98.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		22,600,152	1.30
合計（純資産総額）		1,741,622,640	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

評価額上位銘柄

国／地域	種類	銘柄	数量 （口数）	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	しんきんアジアETF株式マザーファンド	1,038,992,307	1.6694	1,734,493,758	1.6763	1,741,662,804	98.83

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.83
合計	98.83

業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（参考）「しんきんアジアＥＴＦ株式マザーファンド」

投資有価証券の主要銘柄

評価額上位銘柄（上場投資信託（ＥＴＦ））

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	香港	投資信託 受益証券	iShares MSCI Hong Kong ETF	78,500	2,608.62	204,776,953	2,630.53	206,497,045	11.86
2	韓国	投資信託 受益証券	iShares MSCI South Korea ETF	31,000	6,653.57	206,260,943	6,553.87	203,170,255	11.67
3	インド	投資信託 受益証券	iShares MSCI India Index ETF	203,500	949.88	193,301,638	976.17	198,652,548	11.41
4	台湾	投資信託 受益証券	iShares MSCI Taiwan ETF	43,900	4,393.35	192,868,328	4,403.21	193,301,200	11.10
5	中国	投資信託 受益証券	Xtrackers CSI300 Swap UCITS ETF	1,132,200	115.08	130,293,576	112.42	127,281,924	7.31
6	シンガポール	投資信託 受益証券	iShares MSCI Singapore ETF	46,700	2,696.27	125,915,884	2,668.88	124,636,771	7.16
7	インドネシア	投資信託 受益証券	iShares MSCI Indonesia ETF	41,500	2,707.22	112,349,946	2,655.73	110,212,978	6.33
8	タイ	投資信託 受益証券	iShares MSCI Thailand ETF	11,200	9,659.90	108,190,938	9,707.01	108,718,579	6.24
9	マレーシア	投資信託 受益証券	iShares MSCI Malaysia ETF	34,200	3,108.31	106,304,413	3,062.20	104,727,308	6.01
10	中国	投資信託 受益証券	iShares Core CSI 300 Index ETF	243,000	402.50	97,807,500	392.70	95,426,100	5.48
11	フィリピン	投資信託 受益証券	iShares MSCI Philippines ETF	22,700	3,790.39	86,042,053	3,768.86	85,553,213	4.91
12	ベトナム	投資信託 受益証券	Xtrackers FTSE Vietnam Swap UCITS ETF	18,000	3,528.00	63,504,000	3,416.00	61,488,000	3.53
13	台湾	投資信託 受益証券	Xtrackers MSCI Taiwan UCITS ETF	10,800	3,601.23	38,893,361	3,588.63	38,757,288	2.23
14	インド	投資信託 受益証券	Xtrackers MSCI India Swap UCITS ETF	23,400	1,305.40	30,546,533	1,334.98	31,238,733	1.79
15	タイ	投資信託 受益証券	Xtrackers MSCI Thailand UCITS ETF	5,300	2,936.20	15,561,902	2,932.92	15,544,482	0.89
16	インドネシア	投資信託 受益証券	Xtrackers MSCI Indonesia Swap UCITS ETF	8,400	1,695.44	14,241,705	1,644.76	13,816,064	0.79

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率（％）
-----------	---------

投資信託受益証券	98.70
合計	98.70

業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年11月末日、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産総額ならびに基準価額の推移は以下のとおりです。

計算期間	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1計算期間末（2011年11月21日）	492,638,933	492,638,933	7,789	7,789
第2計算期間末（2012年5月21日）	544,111,810	544,111,810	8,081	8,081
第3計算期間末（2012年11月20日）	633,488,918	633,488,918	8,995	8,995
第4計算期間末（2013年5月20日）	761,912,613	951,695,140	10,037	12,537
第5計算期間末（2013年11月20日）	1,054,453,577	1,054,453,577	9,292	9,292
第6計算期間末（2014年5月20日）	1,094,318,468	1,094,318,468	9,659	9,659
第7計算期間末（2014年11月20日）	1,097,228,839	1,261,708,943	10,006	11,506
第8計算期間末（2015年5月20日）	1,358,865,774	1,505,509,445	10,008	11,088
第9計算期間末（2015年11月20日）	1,391,807,661	1,391,807,661	8,635	8,635
第10計算期間末（2016年5月20日）	1,204,527,181	1,204,527,181	7,385	7,385
第11計算期間末（2016年11月21日）	1,302,394,002	1,302,394,002	7,819	7,819
第12計算期間末（2017年5月22日）	1,487,465,594	1,487,465,594	9,018	9,018
第13計算期間末（2017年11月20日）	1,625,824,186	1,635,579,107	10,000	10,060
第14計算期間末（2018年5月21日）	1,754,824,541	1,754,824,541	9,928	9,928
第15計算期間末（2018年11月20日）	1,676,978,550	1,676,978,550	8,939	8,939
第16計算期間末（2019年5月20日）	1,699,095,546	1,699,095,546	9,060	9,060
第17計算期間末（2019年11月20日）	1,754,378,864	1,754,378,864	9,462	9,462
2018年 11月末日	1,718,043,246	—	9,119	—
12月末日	1,641,342,410	—	8,695	—
2019年 1月末日	1,724,815,529	—	9,067	—
2月末日	1,796,343,146	—	9,520	—
3月末日	1,793,387,639	—	9,510	—
4月末日	1,833,538,797	—	9,805	—
5月末日	1,712,308,962	—	9,118	—
6月末日	1,779,977,167	—	9,483	—
7月末日	1,759,478,738	—	9,377	—
8月末日	1,636,939,921	—	8,746	—
9月末日	1,672,875,806	—	8,993	—

10月末日	1,754,029,807	—	9,440	—
11月末日	1,762,295,137	—	9,498	—

（注）基準価額は受益権 1 口当たりの純資産額を 1 万口単位で表示したものです。

【分配の推移】

計算期間		1 万口当たりの収益分配金（円）
第 1 期	2011年 5 月18日～2011年11月21日	0
第 2 期	2011年11月22日～2012年 5 月21日	0
第 3 期	2012年 5 月22日～2012年11月20日	0
第 4 期	2012年11月21日～2013年 5 月20日	2,500
第 5 期	2013年 5 月21日～2013年11月20日	0
第 6 期	2013年11月21日～2014年 5 月20日	0
第 7 期	2014年 5 月21日～2014年11月20日	1,500
第 8 期	2014年11月21日～2015年 5 月20日	1,080
第 9 期	2015年 5 月21日～2015年11月20日	0
第10期	2015年11月21日～2016年 5 月20日	0
第11期	2016年 5 月21日～2016年11月21日	0
第12期	2016年11月22日～2017年 5 月22日	0
第13期	2017年 5 月23日～2017年11月20日	60
第14期	2017年11月21日～2018年 5 月21日	0
第15期	2018年 5 月22日～2018年11月20日	0
第16期	2018年11月21日～2019年 5 月20日	0
第17期	2019年 5 月21日～2019年11月20日	0

【収益率の推移】

計算期間		収益率（％）
第 1 期	2011年 5 月18日～2011年11月21日	22.11
第 2 期	2011年11月22日～2012年 5 月21日	3.75
第 3 期	2012年 5 月22日～2012年11月20日	11.31
第 4 期	2012年11月21日～2013年 5 月20日	39.38
第 5 期	2013年 5 月21日～2013年11月20日	7.42
第 6 期	2013年11月21日～2014年 5 月20日	3.95
第 7 期	2014年 5 月21日～2014年11月20日	19.12
第 8 期	2014年11月21日～2015年 5 月20日	10.81
第 9 期	2015年 5 月21日～2015年11月20日	13.72
第10期	2015年11月21日～2016年 5 月20日	14.48
第11期	2016年 5 月21日～2016年11月21日	5.88
第12期	2016年11月22日～2017年 5 月22日	15.33
第13期	2017年 5 月23日～2017年11月20日	11.55
第14期	2017年11月21日～2018年 5 月21日	0.72
第15期	2018年 5 月22日～2018年11月20日	9.96
第16期	2018年11月21日～2019年 5 月20日	1.35
第17期	2019年 5 月21日～2019年11月20日	4.44

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配金付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数です。

（４）【設定及び解約の実績】

計算期間		設定数量（口）	解約数量（口）
第１期	2011年５月18日～2011年11月21日	634,990,171	2,526,286
第２期	2011年11月22日～2012年５月21日	63,795,605	22,969,287
第３期	2012年５月22日～2012年11月20日	47,935,484	16,969,351
第４期	2012年11月21日～2013年５月20日	127,938,525	73,064,751
第５期	2013年５月21日～2013年11月20日	437,270,256	61,629,480
第６期	2013年11月21日～2014年５月20日	80,355,715	82,202,794
第７期	2014年５月21日～2014年11月20日	123,635,577	160,025,353
第８期	2014年11月21日～2015年５月20日	366,863,253	105,585,512
第９期	2015年５月21日～2015年11月20日	335,477,385	81,450,359
第10期	2015年11月21日～2016年５月20日	72,074,106	52,780,879
第11期	2016年５月21日～2016年11月21日	67,787,031	33,178,157
第12期	2016年11月22日～2017年５月22日	68,134,799	84,404,990
第13期	2017年５月23日～2017年11月20日	131,075,046	154,725,456
第14期	2017年11月21日～2018年５月21日	254,446,293	112,654,746
第15期	2018年５月22日～2018年11月20日	162,328,357	53,944,779
第16期	2018年11月21日～2019年５月20日	105,890,037	106,502,719
第17期	2019年５月21日～2019年11月20日	73,916,892	95,184,388

（注）設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考情報）運用実績

データは2019年11月29日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

基準価額・純資産の推移



※基準価額および分配金は1万口当たりです。

※基準価額(分配金再投資後)は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

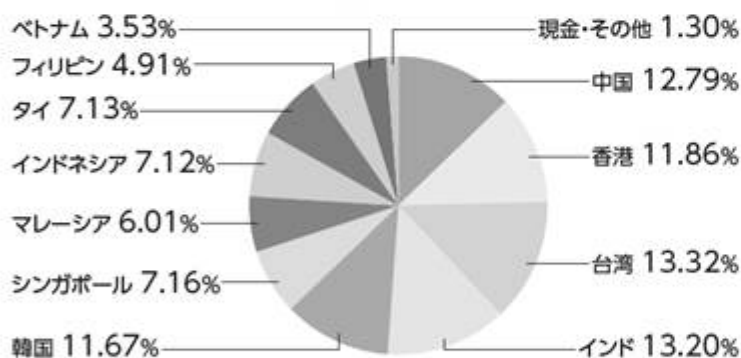
主要な資産の状況

資産別投資比率

		投資比率
1	しんきんアジアETF株式マザーファンド	98.83%
2	現金・その他	1.17%

※投資比率は、しんきんアジアETF株式ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考) しんきんアジアETF株式マザーファンドの国・地域別投資比率



※投資比率は、しんきんアジアETF株式マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

※しんきんアジアETF株式マザーファンドの純資産総額は、1,742百万円です。

(参考) しんきんアジアETF株式マザーファンドの状況

組入上位10銘柄			
	銘柄名	国・地域名	投資比率
1	iShares MSCI Hong Kong ETF	香港	11.86%
2	iShares MSCI South Korea ETF	韓国	11.67%
3	iShares MSCI India Index ETF	インド	11.41%
4	iShares MSCI Taiwan ETF	台湾	11.10%
5	Xtrackers CSI300 Swap UCITS ETF	中国	7.31%
6	iShares MSCI Singapore ETF	シンガポール	7.16%
7	iShares MSCI Indonesia ETF	インドネシア	6.33%
8	iShares MSCI Thailand ETF	タイ	6.24%
9	iShares MSCI Malaysia ETF	マレーシア	6.01%
10	iShares Core CSI 300 Index ETF	中国	5.48%

年間収益率の推移（期間:2009年～2019年）



※当ファンドはベンチマークを設定していないため、設定日以前の収益率の推移は表示していません。

※2011年は5月18日（設定日）から同年最終営業日までの当ファンドの実績収益率を表示しています。

※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 販売会社は、「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- (3) 申込単位は、販売会社が定める単位です。
- (4) 申込みに係る受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。
収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5) 各営業日の午後3時までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (6) ニューヨーク、香港もしくはシンガポールの金融商品取引所および銀行が休業日の場合は、受益権の取得の申込みを受け付けません。ただし、収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することができます。取得申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。
- (8) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）
＜ホームページ＞<http://www.skam.co.jp>

2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- (2) 各営業日の午後3時までに受け付けた換金(解約)の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (3) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の請求ができます。

- (4) 受益者が一部解約の請求をするときは、取扱販売会社に対し受益権をもって行うものとします。ただし、ニューヨーク、香港もしくはシンガポールの金融商品取引所および銀行が休業日の場合は、受益権の一部解約の申込みを受け付けません。
- (5) 委託会社は、一部解約の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (6) 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の0.3%を信託財産留保額として控除した価額とします。
- (7) 換金時の課税に関しては、前記「ファンド情報 第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- (8) 一部解約金に係る収益調整金(注)は、原則として受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (9) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、(6)の規定に準じて算定した価額とします。
- (10) 解約代金の支払いは、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目以降から販売会社の営業所等で支払われます。
- (11) 受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- (12) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(注) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）
- ・基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

- 親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で評価しています。

（参考）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

- ・外国の金融商品取引所上場のETFは、原則として金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、我が国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、我が国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、後記(５)「その他」のファンドの繰上償還条項により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年５月21日から11月20日まで、および11月21日から翌年５月20日までとすることを原則とします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの繰上償還条項

- 1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
- 2) 委託会社は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3) 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 2) の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

- 5) 2) から4) までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 6) 委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 7) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、約款の変更の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8) 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2) 委託会社は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および重大な約款の変更等の内容ならびにその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3) 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 2) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- 6) 2) から5) までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が約款の規定による一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金と

して支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（投資信託受益権の募集・販売の取扱等に関する契約書）は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれから、別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、毎年5月、11月の計算期間の末日および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、投資信託財産に係る知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（1）収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（2）償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のた

め販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、その受益権の行使に支障を及ぼすおそれがある場合には、当該受益権の行使を停止する旨の通知を行うものとします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第２ 管理及び運営」の「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2019年5月21日から2019年11月20日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

しんきんアジアETF株式ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2019年5月20日現在)	当期 (2019年11月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,641,002	18,787,719
親投資信託受益証券	1,676,653,954	1,737,500,602
未収入金	10,000,000	10,000,000
流動資産合計	1,710,294,956	1,766,288,321
資産合計	1,710,294,956	1,766,288,321
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,355,466	2,099,446
未払受託者報酬	468,754	467,134
未払委託者報酬	9,375,010	9,342,599
未払利息	68	48
その他未払費用	112	230
流動負債合計	11,199,410	11,909,457
負債合計	11,199,410	11,909,457
純資産の部		
元本等		
元本	1, 3 1,875,382,741	1, 3 1,854,115,245
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 176,287,195	2 99,736,381
（分配準備積立金）	80,194,872	85,831,362
元本等合計	1,699,095,546	1,754,378,864
純資産合計	1,699,095,546	1,754,378,864
負債純資産合計	1,710,294,956	1,766,288,321

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2018年11月21日 至 2019年 5月20日)	当期 (自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	34,498,896	83,846,648
営業収益合計	34,498,896	83,846,648
営業費用		
支払利息	10,350	9,708
受託者報酬	468,754	467,134
委託者報酬	9,375,010	9,342,599
その他費用	5,623	2,468
営業費用合計	9,859,737	9,821,909
営業利益又は営業損失（ ）	24,639,159	74,024,739
経常利益又は経常損失（ ）	24,639,159	74,024,739
当期純利益又は当期純損失（ ）	24,639,159	74,024,739
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,560,014	503,386
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	199,016,873	176,287,195
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,381,030	9,116,560
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,381,030	9,116,560
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,730,497	6,087,099
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,730,497	6,087,099
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	176,287,195	99,736,381

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

（貸借対照表に関する注記）

区分	前期 (2019年5月20日現在)	当期 (2019年11月20日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 1,875,995,423円 期中追加設定元本額 105,890,037円 期中一部解約元本額 106,502,719円	期首元本額 1,875,382,741円 期中追加設定元本額 73,916,892円 期中一部解約元本額 95,184,388円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は176,287,195円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は99,736,381円であります。
3 計算期間末日における受益権の総数	1,875,382,741口	1,854,115,245口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 (自2018年11月21日 至2019年5月20日)		当期 (自2019年5月21日 至2019年11月20日)	
1 分配金の計算過程		1 分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額 11,391,039円	A	費用控除後の配当等収益額 9,433,949円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円
C	収益調整金額 66,362,697円	C	収益調整金額 68,753,236円
D	分配準備積立金額 68,803,833円	D	分配準備積立金額 76,397,413円
E	当ファンドの分配対象収益額 146,557,569円	E	当ファンドの分配対象収益額 154,584,598円
F	当ファンドの期末残存口数 1,875,382,741口	F	当ファンドの期末残存口数 1,854,115,245口
G	10,000口当たり収益分配対象額 781円	G	10,000口当たり収益分配対象額 833円
H	10,000口当たり分配金額 0円	H	10,000口当たり分配金額 0円
I	収益分配金金額 0円	I	収益分配金金額 0円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

区分	前期 （自 2018年11月21日 至 2019年 5月20日）	当期 （自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日）
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2．金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 （2019年 5月20日現在）	当期 （2019年11月20日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	前期 (2019年5月20日現在)	当期 (2019年11月20日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	33,237,632円	83,679,794円
合計	33,237,632円	83,679,794円

（デリバティブ取引等に関する注記）

前期 (2019年5月20日現在)	当期 (2019年11月20日現在)
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 (自 2018年11月21日 至 2019年5月20日)	当期 (自 2019年5月21日 至 2019年11月20日)
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

前期 (2019年5月20日現在)	当期 (2019年11月20日現在)
1口当たり純資産額 0.9060円	1口当たり純資産額 0.9462円

(1 万口当たり純資産額 9,060円)	(1 万口当たり純資産額 9,462円)
-----------------------	-----------------------

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきんアジア E T F 株式マザーファンド	1,040,793,460	1,737,500,602	
親投資信託受益証券 合計		1,040,793,460	1,737,500,602	
合計		1,040,793,460	1,737,500,602	

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「しんきんアジアETF株式マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきんアジアETF株式マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきんアジアETF株式マザーファンド

（１）貸借対照表

区分		2019年5月20日現在	2019年11月20日現在
科目	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		3,099,817	1,240,049
コール・ローン		51,212,784	46,042,933
投資信託受益証券		1,632,301,029	1,700,245,682
流動資産合計		1,686,613,630	1,747,528,664
資産合計		1,686,613,630	1,747,528,664
負債の部			
流動負債			
未払解約金		10,000,000	10,000,000
未払利息		148	119
その他未払費用		213	241
流動負債合計		10,000,361	10,000,360
負債合計		10,000,361	10,000,360
純資産の部			
元本等			
元本	1, 2	1,055,162,967	1,040,793,460
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		621,450,302	696,734,844
元本等合計		1,676,613,269	1,737,528,304
純資産合計		1,676,613,269	1,737,528,304
負債純資産合計		1,686,613,630	1,747,528,664

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2019年5月20日現在	2019年11月20日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 1,056,464,697円 期中追加設定元本額 15,170,130円 期中一部解約元本額 16,471,860円	期首元本額 1,055,162,967円 期中追加設定元本額 1,200,265円 期中一部解約元本額 15,569,772円
元本の内訳	しんきんアジアETF株式ファンド 1,055,162,967円 合計 1,055,162,967円	しんきんアジアETF株式ファンド 1,040,793,460円 合計 1,040,793,460円
2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	1,055,162,967口	1,040,793,460口

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

区分	自 2018年11月21日 至 2019年 5 月20日	自 2019年 5 月21日 至 2019年11月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2．金融商品の時価等に関する事項

区分	2019年 5 月20日現在	2019年11月20日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2019年5月20日現在	2019年11月20日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	40,298,749円	129,544,703円
合計	40,298,749円	129,544,703円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2019年5月20日現在	2019年11月20日現在
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2018年11月21日 至 2019年5月20日	自 2019年5月21日 至 2019年11月20日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

2019年5月20日現在	2019年11月20日現在
1口当たり純資産額 1.5890円 (1万口当たり純資産額 15,890円)	1口当たり純資産額 1.6694円 (1万口当たり純資産額 16,694円)

（3） 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	iShares MSCI Hong Kong ETF	82,500	1,964,325.00	
投資信託受益証券	米ドル	iShares MSCI India Index ETF	203,500	1,764,345.00	
投資信託受益証券	米ドル	iShares MSCI Indonesia ETF	41,500	1,025,465.00	
投資信託受益証券	米ドル	iShares MSCI Malaysia ETF	31,200	886,704.00	
投資信託受益証券	米ドル	iShares MSCI Philippines ETF	19,200	666,240.00	
投資信託受益証券	米ドル	iShares MSCI Singapore ETF	46,700	1,149,287.00	
投資信託受益証券	米ドル	iShares MSCI South Korea ETF	31,000	1,882,630.00	
投資信託受益証券	米ドル	iShares MSCI Taiwan ETF	43,900	1,760,390.00	
投資信託受益証券	米ドル	iShares MSCI Thailand ETF	11,200	987,504.00	
投資信託受益証券	米ドル	Xtrackers MSCI India Swap UCITS ETF	23,400	278,811.00	
投資信託受益証券	米ドル	Xtrackers MSCI Indonesia Swap UCITS ETF	8,400	129,990.00	
投資信託受益証券	米ドル	Xtrackers MSCI Taiwan UCITS ETF	10,800	354,996.00	
投資信託受益証券	米ドル	Xtrackers MSCI Thailand UCITS ETF	5,300	142,040.00	
米ドル 小計			558,600	12,992,727.00 (1,411,140,079)	
投資信託受益証券	香港ドル	iShares Core CSI 300 Index ETF	243,000	6,986,250.00	
投資信託受益証券	香港ドル	Xtrackers CSI300 Swap UCITS ETF	1,132,200	9,306,684.00	
投資信託受益証券	香港ドル	Xtrackers FTSE Vietnam Swap UCITS ETF	18,000	4,536,000.00	
香港ドル 小計			1,393,200	20,828,934.00 (289,105,603)	
投資信託受益証券 合計				1,700,245,682 (1,700,245,682)	
合計				1,700,245,682 (1,700,245,682)	

注1 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

注2 合計欄の（ ）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券13銘柄	100.0%	83.0%
香港ドル	投資信託受益証券3銘柄	100.0%	17.0%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2019年11月29日現在）

しんきんアジアETF株式ファンド

資産総額	1,768,992,909 円
負債総額	6,697,772 円
純資産総額（ - ）	1,762,295,137 円
発行済数量	1,855,438,210 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9498 円

（参考）しんきんアジアETF株式マザーファンド

資産総額	1,763,828,855 円
負債総額	22,206,215 円
純資産総額（ - ）	1,741,622,640 円
発行済数量	1,038,992,307 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6763 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

（２）受益者名簿
該当事項はありません。

（３）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において、一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（８）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間ににおける主な資本の額の増減はありません。

（2）当社の機構

○会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補充または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

○投資運用の意思決定機構

商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用本部運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、前1か月間の運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析結果および法令・諸規則や運用に関する諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を社長、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

上記の内容は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2019年11月29日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	73	867,015
単位型公社債投資信託	10	50,468
単位型株式投資信託	36	114,989
合計	119	1,032,473

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てています。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条および第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表ならびに中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査および中間監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2018年3月31日現在)		当事業年度 (2019年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		4,235,835		5,096,449
前払費用			15,065		22,449
未収委託者報酬			496,814		534,748
未収運用受託報酬	*2		21,912		13,102
未収収益			49		49
その他の流動資産			466		1,313
流動資産計			4,770,143		5,668,112
固定資産					
有形固定資産	*1		94,224		90,589
建物		73,046		71,717	
器具備品		21,178		18,871	
無形固定資産			44,161		26,964
ソフトウェア		42,657		25,565	
電話加入権		959		959	
その他		543		439	
投資その他の資産			37,557		46,552
投資有価証券		-		2,018	
長期前払費用		2,489		4,870	
繰延税金資産		35,068		39,662	
固定資産計			175,943		164,106
資産合計			4,946,087		5,832,218

		前事業年度 (2018年3月31日現在)		当事業年度 (2019年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			347,332		382,042
未払手数料	*2	302,565		319,565	
その他未払金		44,767		62,477	
未払法人税等			189,582		206,238
未払消費税等			30,210		38,518
未払事業所税			1,946		2,007
賞与引当金			70,520		71,011
その他の流動負債			3,302		3,620
流動負債計			642,896		703,438
固定負債					
退職給付引当金			103,292		102,601
役員退職慰労引当金			11,768		18,487
固定負債計			115,061		121,089
負債合計			757,957		824,528
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			4,188,129		5,007,677
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			3,988,129		4,807,677
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		3,986,129		4,805,677	
別途積立金		3,080,000		3,830,000	
繰越利益剰余金		906,129		975,677	
評価・換算差額等			-		13
その他有価証券評価差額金		-		13	
純資産合計			4,188,129		5,007,690
負債・純資産合計			4,946,087		5,832,218

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日		当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			4,886,524		5,202,260
運用受託報酬	*1		189,616		192,056
営業収益計			5,076,140		5,394,317
営業費用					
支払手数料	*1		2,401,911		2,566,470
広告宣伝費			30,312		32,074
調査費			511,262		555,537
調査研究費		350,062		375,631	
委託調査費		161,199		179,906	
営業雑経費			65,254		68,770
印刷費		57,929		61,381	
郵便料		195		99	
電信電話料		2,321		2,404	
協会費		4,808		4,885	
営業費用計			3,008,740		3,222,852
一般管理費					
給料			553,435		578,701
役員報酬		41,999		41,693	
給料・手当		366,711		385,731	
賞与		64,202		67,757	
法定福利費		72,291		75,923	
福利厚生費		4,086		4,080	
その他給料		4,142		3,513	
賞与引当金繰入			70,520		71,011
退職給付費用			58,150		64,269
役員退職慰労引当金繰入			5,580		6,718
交際費			4,202		3,260
旅費交通費			7,630		9,400
租税公課			23,615		25,155
不動産賃借料			62,842		62,753
固定資産減価償却費			45,198		33,479
諸経費			139,011		135,925
一般管理費計			970,187		990,674
営業利益			1,097,212		1,180,790
営業外収益					
受取利息	*1		127		136
その他営業外収益			300		280
営業外収益計			428		416
営業外費用					

雑損失			401		904
その他営業外費用			39		-
営業外費用計			440		904
経常利益			1,097,199		1,180,302

		前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日		当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
税引前当期純利益			1,097,199		1,180,302
法人税、住民税および事業税			341,439		365,355
法人税等調整額			1,859		4,600
当期純利益			757,619		819,547

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	2,350,000	878,510	3,230,510	3,430,510
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	730,000	730,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	757,619	757,619	757,619
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	730,000	27,619	757,619	757,619
当期末残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	—	—	3,430,510
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	757,619
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	—	—	—
当期変動額合計	—	—	757,619
当期末残高	—	—	4,188,129

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	750,000	750,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	819,547	819,547	819,547
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	750,000	69,547	819,547	819,547
当期末残高	200,000	2,000	3,830,000	975,677	4,807,677	5,007,677

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	—	—	4,188,129
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	819,547
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	13	13	13
当期変動額合計	13	13	819,560
当期末残高	13	13	5,007,690

重要な会計方針

	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの：投資信託は、期末前 1 か月の市場価格の平均に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ～ 50年 器 具 備 品 3年 ～ 20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（ 5 年 ）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」35,068千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
建 物	64,186千円	63,831千円
器具備品	37,859千円	40,573千円

* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
普通預金	3,142,308千円	3,907,610千円
定期預金	1,000,000千円	1,000,000千円
未収運用受託報酬	5,559千円	5,548千円
未払手数料	142,775千円	166,032千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
運用受託報酬	160,021千円	171,273千円
受取利息	126千円	134千円
支払手数料	1,926,104千円	2,086,194千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（リース取引関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,235,835	4,235,835	—
(2)未収委託者報酬	496,814	496,814	—
(3)未収運用受託報酬	21,912	21,912	—
資産計	4,754,562	4,754,562	—
(4)未払手数料	302,565	302,565	—
(5)その他未払金	44,767	44,767	—
(6)未払法人税等	189,582	189,582	—
(7)未払消費税等	30,210	30,210	—
(8)未払事業所税	1,946	1,946	—
負債計	569,072	569,072	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	4,235,530	4,235,530	—
(2)未収委託者報酬	496,814	496,814	—
(3)未収運用受託報酬	21,912	21,912	—
合計	4,754,257	4,754,257	—

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,096,449	5,096,449	—
(2)未収委託者報酬	534,748	534,748	—
(3)未収運用受託報酬	13,102	13,102	—
(4)投資有価証券	2,018	2,018	—
資産計	5,646,318	5,646,318	—
(5)未払手数料	319,565	319,565	—
(6)その他未払金	62,477	62,477	—
(7)未払法人税等	206,238	206,238	—
(8)未払消費税等	38,518	38,518	—
(9)未払事業所税	2,007	2,007	—
負債計	628,807	628,807	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(5)未払手数料、(6)その他未払金、(7)未払法人税等、(8)未払消費税等、(9)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は、基準価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	5,096,091	5,096,091	—
(2)未収委託者報酬	534,748	534,748	—
(3)未収運用受託報酬	13,102	13,102	—
合計	5,643,942	5,643,942	—

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	1,032	1,000	32
小計	1,032	1,000	32
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	986	1,000	13
小計	986	1,000	13
合計	2,018	2,000	18

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

２．確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	100,631	103,292
退職給付費用	12,149	14,918
退職給付の支払額	9,488	15,609
制度への拠出額	—	—
退職給付引当金の期末残高	103,292	102,601

（２）退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
	千円	千円
非積立金型制度の退職給付債務	103,292	102,601
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	103,292	102,601
退職給付引当金	103,292	102,601
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	103,292	102,601

（３）退職給付費用

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
	千円	千円
簡便法で計算した退職給付費用	12,149	14,918

３．複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 37,464千円、当事業年度 39,525千円であります。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
(1) 直近の積立状況に関する事項	(2017年3月31日現在)	(2018年3月31日現在)
	千円	千円
年金資産の額	1,634,392,721	1,669,710,596
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額(注)	1,793,308,599	1,806,457,984
差引額	158,915,877	136,747,387
(2) 掛金に占める当社の拠出割合	(2017年3月分) 0.0582%	(2018年3月分) 0.0676%

(3) 補足説明	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高214,616,190千円および年金財政計算上の別途積立金55,700,312千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高197,854,570千円および年金財政計算上の別途積立金61,107,182千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。
----------	--	--

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	21,593	21,743
役員退職慰労引当金	3,603	5,660
退職給付引当金繰入限度超過額	31,628	31,416
未払事業税	9,726	10,663
未払事業所税	595	614
その他	3,152	3,174
繰延税金資産 小計	70,299	73,273
評価性引当額	35,231	33,605
繰延税金資産 合計	35,068	39,668
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	-	5
繰延税金負債 合計	-	5
繰延税金資産の純額	35,068	39,662

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	160,021

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	171,273

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．関連当事者との取引

（1）親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 運用受託報酬 出向者人件費 事務所賃借料	1,926,104千円 160,021千円 144,916千円 49,958千円	未払手数料	142,775千円

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	442,952千円	未払手数料	92,165千円

（注）1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．関連当事者との取引

（１）親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 運用受託報酬 出向者人件費 事務所賃借料	2,086,194千円 171,273千円 111,204千円 49,958千円	未払手数料	166,032千円

（２）兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	445,847千円	未払手数料	90,195千円

（注）１．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
1株当たり純資産額	1,047,032円43銭	1,251,922円67銭
1株当たり当期純利益金額	189,404円77銭	204,886円98銭

(注) 1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
当期純利益金額	757,619千円	819,547千円
普通株主に帰属しない金額	—千円	—千円
普通株式に係る当期純利益金額	757,619千円	819,547千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

当中間会計期間末 2019年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,590,817
前払費用		28,865
未収委託者報酬		536,055
未収運用受託報酬		4,843
未収収益		50
その他の流動資産		4,430
流動資産計		6,165,062
固定資産		
有形固定資産 * 1		88,734
建物	68,217	
器具備品	20,517	
無形固定資産		19,751
ソフトウェア	18,399	
電話加入権	959	
その他	392	
投資その他の資産		39,386
投資有価証券	2,575	
長期前払費用	6,650	
繰延税金資産	30,161	
固定資産計		147,873
資産合計		6,312,936

当中間会計期間末 2019年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(負債の部)		
流動負債		
未払金		376,434
未払手数料	322,681	
その他未払金	53,752	
未払法人税等		204,652
未払消費税等 * 2		32,351
未払事業所税		1,027
前受収益		64,849
賞与引当金		54,865
その他の流動負債		3,879
流動負債計		738,058
固定負債		
退職給付引当金		106,025
役員退職慰労引当金		14,513
固定負債計		120,539
負債合計		858,598
(純資産の部)		
株主資本		5,454,285
資本金		200,000
利益剰余金		5,254,285
利益準備金	2,000	
その他利益剰余金	5,252,285	
別途積立金	4,650,000	
繰越利益剰余金	602,285	
評価・換算差額等		52
その他有価証券評価差額金	52	
純資産合計		5,454,338
負債・純資産合計		6,312,936

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間 自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		2,803,141
運用受託報酬		66,134
営業収益計		2,869,275
営業費用		
支払手数料		1,385,329
広告宣伝費		14,588
調査費		288,796
調査研究費	193,377	
委託調査費	95,419	
営業雑経費		34,029
印刷費	30,062	
郵便料	91	
電信電話料	1,239	
協会費	2,636	
営業費用計		1,722,744
一般管理費		
給料		266,208
役員報酬	25,849	
給料・手当	193,005	
賞与	2,896	
法定福利費	40,028	
福利厚生費	2,538	
その他給料	1,890	
賞与引当金繰入		54,865
退職給付費用		32,585
役員退職慰労引当金繰入		7,366
交際費		1,647
旅費交通費		5,859
租税公課		13,690
不動産賃借料		31,357
固定資産減価償却費 * 1		14,882
諸経費		69,033
一般管理費計		497,495
営業利益		649,035
営業外収益		
受取利息		71
その他営業外収益		263
営業外収益計		335

営業外費用		
雑損失		170
営業外費用計		170
経常利益		649,199

当中間会計期間 自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
税引前中間純利益		649,199
法人税、住民税および事業税		193,106
法人税等調整額		9,484
中間純利益		446,608

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	3,830,000	975,677	4,807,677	5,007,677
当中間期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	820,000	820,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	446,608	446,608	446,608
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	820,000	373,391	446,608	446,608
当中間期末残高	200,000	2,000	4,650,000	602,285	5,254,285	5,454,285

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	13	13	5,007,690
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
中間純利益	—	—	446,608
株主資本以外の項目の当中間期変 動額（純額）	39	39	39
当中間期変動額合計	39	39	446,647
当中間期末残高	52	52	5,454,338

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日
1. 有価証券の評価基準および評価方法 2. 固定資産の減価償却の方法 3. 引当金の計上基準 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	その他有価証券 時価のあるもの：投資信託は、中間決算期末前1か月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） (1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年～50年 器具備品 3年～20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 (1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中間会計期間末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	当中間会計期間末 2019年9月30日
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	建物 67,331千円 器具備品 43,813千円
* 2 消費税等の取扱い	仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項 目	当中間会計期間 自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日
* 1 減価償却実施額	有形固定資産 7,444千円 無形固定資産 7,437千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（金融商品関係）

当中間会計期間末（2019年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,590,817	5,590,817	—
(2)未収委託者報酬	536,055	536,055	—
(3)未収運用受託報酬	4,843	4,843	—
(4)投資有価証券	2,575	2,575	—
資産計	6,134,292	6,134,292	—
(5)未払手数料	322,681	322,681	—
(6)その他未払金	53,752	53,752	—
(7)未払法人税等	204,652	204,652	—
(8)未払消費税等	32,351	32,351	—
(9)未払事業所税	1,027	1,027	—
負債計	614,464	614,464	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(5)未払手数料、(6)その他未払金、(7)未払法人税等、(8)未払消費税等、(9)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は、基準価額によっております。

（有価証券関係）

その他有価証券

当中間会計期間末（2019年9月30日）

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	1,590	1,500	90
小計	1,590	1,500	90
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	984	1,000	15
小計	984	1,000	15
合計	2,575	2,500	75

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	61,649

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日	
1株当たり純資産額	1,363,584円56銭
1株当たり中間純利益	111,652円07銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注)算定上の基礎	
1株当たり中間純利益	
中間純利益	446,608千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る中間純利益	446,608千円
期中平均株式数	4,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 ）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 ）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 - (1) 名称 信金中央金庫（指定登録金融機関）（販売会社）

(2) 資本の額（出資の総額） 690,998百万円（2019年3月末現在）

(3) 事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

2 - (1) 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

(2) 資本の額 324,279百万円（2019年3月末現在）

(3) 事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

(1) 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

(2) 資本の額 10,000百万円（2019年3月末現在）

(3) 事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 信金中央金庫（販売会社）

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) 三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行います。

3【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第3【その他】

1 目論見書の表紙および裏表紙の記載等について

- (1) 使用開始日を記載します。
- (2) 当ファンドのロゴ・マークを記載することがあります。
- (3) ファンドの形態等を記載することがあります。
- (4) 「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (5) 販売会社の名称、ロゴマークを記載することがあります。
- (6) 委託会社の名称、ロゴマーク、問い合わせ先を記載することがあります。
- (7) 受託会社の名称を記載することがあります。
- (8) 目論見書の表紙に図案を採用することがあります。
- (9) 請求目論見書は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる旨、また約款は請求目論見書に添付されている旨を記載することがあります。（交付目論見書の場合）
- (10) 金融商品取引法に定める目論見書である旨を記載することがあります。
- (11) 金融商品取引法の規定に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨を記載することがあります。（請求目論見書の場合）
- (12) 当ファンドの手續・手数料等の概要を記載することがあります。
- (13) 当ファンドの購入にあたっては、交付目論見書を十分に読むべきである旨を記載することがあります。

2 目論見書の表紙裏の記載について

次の事項を記載することがあります。

- (1) 当ファンドに関して、委託会社が有価証券届出書を監督官庁に提出している旨。
- (2) 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、法令に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行う旨。
- (3) 当ファンドの信託財産は、受託会社により分別管理されている旨。
- (4) 請求目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付される旨。また、販売会社に請求目論見書を請求した場合は、当該請求を行った旨を投資者が記録しておくべきである旨。（交付目論見書の場合）
- (5) 当ファンドの商品分類および属性区分、また、これらの詳細な情報を一般社団法人投資信託協会のホームページで確認できる旨。
- (6) 委託会社の情報
- (7) 当ファンドについて略称を用いることがある旨。

3 本有価証券届出書の本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の記載内容について、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

4 請求目論見書に投資信託約款の全文を記載します。

5 目論見書は電子媒体等により作成されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2019年6月12日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 南波 秀哉 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小松崎 謙 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年12月18日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんアジアETF株式ファンドの2019年5月21日から2019年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアジアETF株式ファンドの2019年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月16日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小松崎 謙 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。